

新潟県と東急株式会社との包括連携協定書

新潟県（以下「甲」という。）と東急株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、従前より取り組んできた災害時の事業継続を視野に包括的な連携・協力のもと、相互の知識、経験および能力を活用した連携の取組等を行うことにより、新潟県各地域及び東急線沿線地域の発展及び豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

（取組方法）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、継続的に意見交換を行い、相互に連携・協力が可能な共同取組を見出し、取組の実現に向けて積極的に協議するものとする。

（乙の子会社）

第3条 乙は、乙の子会社に対して、第1条に定める本協定の目的実現に向けて取組むことを促すよう努めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれか一方からの書面による終了の意思表示がないときは、1年間同一条件にて延長するものとし、その後も同様とする。

（機密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の期間中はもとよりその期間終了後においても、本協定を通じて知りえた相手方の情報を相手方の書面による承諾を得ないで第三者に開示、漏洩してはならない。但し、第3条に基づき、乙が乙の子会社に対して甲の情報を開示する場合はこの限りではない。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項、又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和5年1月27日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

新潟県知事

花角英世

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号

東急株式会社

取締役社長

高橋和夫